

外国法紹介

第2次トランプ政権下のビジネスビザ :注意すべき点

就任初日、ドナルド・トランプ大統領は、米国内の幅広い政策分野に影響を及ぼす数多くの大統領令に署名しました。これらの大統領令の多くは、現在も裁判で争われていたり、実施段階にありますが、ここでは、国際企業が従業員を米国へ派遣しようとする際に直面する可能性のある変更点や課題を紹介します。

多くの変化

これらの大統領令は、複数の制度に大きな変革をもたらすものであり、多くの専門家がその影響をなお注視している状況です。さらに悪いことに、一部の大統領令は米国の裁判所によって差し止められているものの、米国におけるビジネスや移民制度を変えるさらなる大統領令が今後も発出される可能性があります。

新たな渡航禁止はないものの審査は厳格化

現在、第1次トランプ政権時に見られたような新たな渡航禁止措置は実施されていません。しかしながら、いくつかの移民関連の大統領令は、一部の外国人に対するセキュリティ審査を強化することを目的としており、将来の渡航禁止措置の基礎となり得ます。こうした政策全体の効果として、ビザ申請手続きおよび米国入国審査において、審査の厳格化が進んでいます。その結果、以前であれば却下されなかつたようなビザ申請が、現在では却下される可能性が高まっています。加えて、ビザ申請を却下する根拠となる理由も、以前より増えています。

審査の厳格化は遅延の増加を意味する

より厳格な国境政策は、すでに人員不足にある状況で、米国政府職員が1件あたりの申請に費やす時間を増加させることも意味します。職員が国境管理や取締任務に割り振られることで、移民関連の各種給付(ビザや在留資格など)の処理に遅延が生じるおそれがあります。さらに、米国移民当局は、移民手続きの各段階において、可能な限り最大限に全ての外国人を審査・精査するよう奨励されているため、特定の「望ましくない」とみなされる属性や思想を有する申請者は、入国を拒否される可能性があります。

採用凍結

移民関連業務の人員は、重い業務負担の下すでに不足に悩まされているにもかかわらず、その状況が改善する見込みは立っていません。政府効率化省(Department of Government Efficiency)設置に関する大統領令に基づき、トランプ政権は採用凍結や連邦職員の削減を促進しており、これが処理遅延を一層悪化させています。

バイデン政権の大統領令の撤回

政権交代に伴う変化においてよく見られるように、旧政権の大統領令は、新たな規則変更によって置き換えられます。前バイデン政権は、連邦移民手続の運用改善を多数導入することで移民関連の給付の障壁を低減し、外国人の STEM(科学・技術・工学・数学)分野および AI 分野の人材を確保しようとしていましたが、これらのプログラムはトランプ政権下で撤回されました。これらの専門分野を通じて米国へ渡るためのルートは失われ、代替措置も講じられていません。

証拠提出要請

審査が厳格化された結果、申請者は、移民上のいかなる給付を受ける場合であっても、従前より多くの「証拠提出要請(Request for Evidence: RFE)」を受ける可能性があります。RFE とは、移民申請が提出された後に、米国移民当局が追加証拠の提出を求める通知のことです。RFE は手続きを煩雑にし、待機時間をさらに長引かせる要因となります。

弁護士法人三宅法律事務所について

三宅法律事務所は、日本の法律事務所です。日本企業の海外との取引や海外進出について、海外の法律事務所とも連携しながらサポートしています。海外に関連してご相談がありましたら、遠慮なくご連絡ください。

以上

【注意事項】

- ・本書は情報提供のみを目的としており、法的助言を構成するものではなく、また法的助言として依拠しないようにお願いします。
- ・弊所の弁護士は、原則として日本法弁護士です。本書は、一般的な情報提供を目的としています。現地法については、現地法の弁護士にご確認ください。
- ・本書の内容は公表時点での有効な法令に基づいています。法改正等により内容が変更される可能性がありますので、最新の情報をご確認ください。

連絡先

クロスボーダーチーム

チームへメールする

メールアドレス:cross-border@miyake.gr.jp

他の記事は[こちら](#)

福田泰親

クロスボーダーチームリーダー

パートナー

プロフィールは[こちら](#)

楠部幸路

クロスボーダーチーム共同リーダー

パートナー

プロフィールは[こちら](#)

鍼田ニコラス

外国弁護士(外国法事務弁護士未登録)

プロフィールは[こちら](#)

水関莉子

アソシエイト

プロフィールは[こちら](#)

三井彩加

アソシエイト

プロフィールは[こちら](#)

弁護士法人三宅法律事務所

<https://www.miyake.gr.jp/>

大阪事務所 : 〒541-0042 大阪市中央区今橋 3 丁目 3 番 13 号 ニッセイ淀屋橋イースト 16 階

東京事務所 : 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1 丁目 7 番 1 号 有楽町電気ビルディング北館 9 階